

第22日

平成22年9月22日（水）

午前10時零分開議

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第82号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 桑野博明君登壇）

○総務文教常任委員長（桑野博明君） ただいま議題となりました第82号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

本案は、市長の給料を減額したいので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、職員の福利厚生のために設置している朝倉市職員互助会の貸付業務担当であった職員が、平成21年11月から平成22年5月までの間に貸付事業会計から合計249万円を着服した不祥事に対しまして、市の最高責任者であります市長みずからが襟を正すため、平成22年10月支給分の市長給料を30%減額しようとするものであります。

本委員会といたしましては、繰り返し起きる職員の不祥事は今回で最後となるように、執行部が行っている再発防止策はもとより、さらに定例監査や抜き打ち検査の実施や、虚偽報告があった場合の罰則規定の整備など、再発防止策の徹底、強化を強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 桑野博明君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第82号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第67号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました67号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、特別会計にかかわる決算議案5件の報告を行います。

それでは、第67号議案平成21年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明によりますと、本特別会計の住宅新築資金等貸付事業は廃止しており、借受人からの償還業務と市の貸付財源である起債の償還を行っていますが、これまでの貸付利子額を含む貸付金総額19億1,190万円に対し、平成21年度末までの償還済み額は16億9,020万円となっており、平成21年度末の累計償還率は90.1%となっております。また、水洗化改造資金貸与事業についても廃止しており、貸付金総額900万円に対し、平成21年度までの償還済み額は867万円となっており、累計償還率は96.4%となっております。

償還業務としては、借受人及び連帯保証人の高齢化に伴い、病気、失業、年金受給者、生活保護受給者の増加、景気低迷による個人所得の減少など厳しい状況にありますが、滞納者に対しては催告書を送付し、償還業務に応じて、訪問や面談を行い、償還意識を高めさせ、少額であっても自発的な償還履行を促すなど、回収に努めているということでありました。

本委員会といたしましては、執行部の努力は認めながらも、依然として滞納額は多額であり、本特別会計の赤字解消のためにも早期の償還が望まれるため、なお一層の努力を要望し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、69号議案平成21年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算につきましては、保険事業をまかなう事業勘定と朝倉診療所にかかわる直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

執行部の説明によりますと、まず、事業勘定につきましては、歳入歳出差し引き歳入不

足額が291万円であり、この額は平成22年度予算からの繰り上げ充用で対応していますが、歳出の内訳として、前年度の繰り上げ充用分の1億3,984万円が含まれているため、若干ではありますが収支が改善されたと考えているところでもあります。しかし、満75歳での後期高齢者医療への移行等により、国民健康保険被保険者は減少しているものの、高齢化や医療技術の進歩により、昨年度と比べて、1人当たりの療養諸費は5%増加しており、結果として、保険給付費経費としては昨年度と比べて1.9%伸びており、依然として厳しい状況は続いております。今後、さらに、国保財政の健全運営のため、特定健康診査、特定保健指導の推進のほか、ジェネリック医薬品使用の啓発を行うなど、医療費の抑制等に取り組んでいくということでもあります。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出差し引き額が82万円の黒字決算となっております。

執行部の説明によりますと、人口減少による外来・検診の受診者の減少のため、診療収入も減少傾向となっているとのことです。今後は、新設の物忘れ外来や従来どおりの誕生月検診を行っていくことで、住民の予防医療に取り組んでいくとともに、収入の安定化を図っていくとのことでありました。

本委員会といたしましては、以上のような執行部の説明を了としながらも、国保財政の運営は非常に厳しい状況であり、今後とも健全な運営に一層努めていただくことを要望し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第70号議案平成21年度朝倉市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明によりますと、老人保健特別会計は平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことにより、平成22年度で廃止されることになっており、平成20年度以降の老人保健特別会計については、平成20年3月診療までの月おくれ請求分や、過誤調整分のみになっているとのことです。この21年度決算では、歳入歳出差し引き歳入不足額が27万円となっております、この額を平成22年度予算から繰り上げ充用で対応しています。

本委員会といたしましては、国・県等の支出金を主たる財源とする会計であり、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第71号議案平成21年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明によりますと、平成20年4月から創設されました後期高齢者医療制度は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となり、保険財源の運営を行い、市町村は保険料の徴収、相談、申請の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行っております。制度化直後から、随時見直しが行われており、平成25年からは新しい制度へと移行される予定であるものの、現行制度の周知徹底を図るため、広報、活動に努めてきたとのことです。その中で、本市の保険料徴収率は99.34%と広域連合が定める目標率98.5%を上回っては

おりますが、引き続き滞納者の解消に努めていくとのことでした。また、歳入歳出差し引き額の1,568万円は、広域連合保険料負担金の未払い分、被保険者還付未済額等として、翌年度へ繰り越されるとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第72号議案平成21年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本特別会計には、保険事業勘定と介護サービス事業勘定があります。

執行部の説明によりますと、保険事業勘定につきましては、歳入の面では、保険料徴収率が現年分が98.87%、過年度分が23.37%となっています。歳出の面では、全体の90%を保険給付費が占めており、年々増加傾向にあるということです。

また、介護サービス事業につきましては、地域包括支援センターで介護予防支援事業を行い、介護予防サービス計画を作成し、その収入で事業を運営しているということです。

歳入歳出差し引き額は保険事業勘定が3,804万円、介護サービス勘定が353万円の黒字決算となっております。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、今後介護予防の部分で、さらなる成果が上げられるよう要望し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第80号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出に46万3,000円を追加しようとするものです。

内容といたしましては、平成21年度の老人保健医療費の確定に伴い、国・県等からの負担金受け入れと返還金等を補正するものであります。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上、必要な措置であることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第81号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、介護保険特別会計の保険事業勘定の歳入歳出に4,753万3,000円を追加しようとするものであります。

内容といたしましては、平成21年度の介護給付費の確定に伴い、繰越金から、国・県等の負担金清算による償還を行い差し引いた額を、介護給付費準備基金に積み立てするものであります。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上、必要な措置であることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて御報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第67号議案平成21年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 異議なしと認めます。

よって、第67号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第69号議案平成21年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第69号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第70号議案平成21年度朝倉市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第70号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第71号議案平成21年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい

てを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第71号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第72号議案平成21年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第72号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第80号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第68号議案ほか8件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 富田栄一君登壇)

○建設経済常任委員長(富田栄一君) ただいま議題となりました第68号議案ほか8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第68号議案平成21年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出差し引き額は77万5,000円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、水道使用料、繰入金、繰越金などであり、歳出については、市営住宅5カ所及び寺内、矢野竹、鬼ヶ城の各簡易水道の維持管理費であります。

平成21年度につきましては、万願寺住宅及び鬼ヶ城簡易水道の水道施設修繕工事と矢野竹簡易水道の沈砂池ろ過材の入れかえ工事などを実施したとのことであります。

本委員会といたしましては、施設の維持補修と水質管理により、安心安全な水の供給に努めており、経理内容についても適正に処理されていることから、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第73号議案平成21年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額20億7,724万円、歳出総額20億7,361万円で、差し引き残高362万9,000円となっております。

本会計は筑後川流域関連公共下水道、秋月及び朝倉地区特定環境保全公共下水道の事業推進と管理運営を行っているものであります。

筑後川流域関連公共下水道は、平成21年度は54.1ヘクタールの整備を行い、平成22年3月末現在、計画面積888ヘクタールに対し、整備面積347.6ヘクタール、整備率39.2%の状況にあるということであります。

秋月地区特定環境保全公共下水道は、平成23年度整備完了を計画に事業が進められており、平成21年度には12ヘクタールの整備を行い、平成22年3月末現在、計画面積50ヘクタールに対し、整備面積35.9ヘクタール、整備率71.8%の状況にあるということであります。

朝倉地区特定環境保全公共下水道は、整備も完了しており、処理地区内の接続率は、平成22年3月末現在82.2%の状況にあるということであります。

本委員会といたしましては、以上のような進捗状況及び管理運営を踏まえ、採算性のある健全な経営とあわせ、計画に基づく円滑な事業の推進を求め、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第74号議案平成21年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額3億2,934万円となっております。

本会計は、6地区の農業集落排水事業、美奈宜の杜の地域排水処理事業及び中島地区小

規模集合排水処理施設整備事業の計8地区にかかわる下水道の管理運営を行っているものであります。

執行部の説明によりますと、整備状況としましては、平成20年度で市全体の農業集落排水事業整備は完了した状況にあり、歳出の主なものは公債費と施設の維持管理費で、全体の96%になっております。

本委員会といたしましては、以上のような状況などを踏まえ、適正な維持管理はもとより、安定した使用料の確保には接続率の向上に努めることが必要であり、今後とも、それぞれの地区の接続率の向上と健全な財政運営に努めることを要望し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第75号議案平成21年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額2億1,207万円となっております。

本会計は、下水道の計画処理区域以外の合併処理浄化槽の設置維持管理にかかわる事業であります。

市設置型は、平成37年度事業完了を目標に、平成21年度は64基の設置を行い、平成22年3月末現在、設置基数1,066基の状況にあるということですが、前年度と比較して設置基数はほぼ同数ですが、大きい人槽の浄化槽を設置したため、建設事業費が増加したとのことであります。

本委員会といたしましては、計画的な事業推進に努めておりますが、設置基数の増加にあわせ、維持管理費も増加しているため、今後の適正な運営のためにも安定した使用料の確保を求め、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第76号議案平成21年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額36万4,192円となっております。

執行部の説明によりますと、平成21年度の実績としましては、鳥集院工業団地の管理業務として、団地内の市有地部分の草刈り及び団地からの放流水の水質調査等を行ったということであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とするものの、今後の市の工業誘致に対する方針を含め、本特別会計のあり方について早急に明確にすることを要望し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第77号議案平成21年度朝倉市工業用水道事業決算の認定についてであります。

本事業は、昭和50年4月からキリンビール株式会社に通水を行っているもので、365日掛け日量1万5,000トン掛け22円の1億2,045万円の使用料を歳入とし、7名分の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、減価償却費などを歳出とした結果、1,155万円の純利益となっているところであります。

本委員会といたしましては、安定した事業経営を行っており、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第78号議案平成21年度朝倉市水道事業決算の認定についてであります。

本事業は、甘木及び杷木地域のうち、計画給水人口3万450人にかかわる水道事業の管理運営を行うものであります。

収益的収支につきましては、水道使用料及び加入金3億8,239万円、一般会計からの補助金及び負担金4,497万円を主な歳入とし、平成21年度より県内水道事業団より受水が開始されたことに伴う、受水費3,257万をはじめ、減価償却費、企業債利息、修繕費、7名の人件費などを歳出した結果、579万円の純利益となっているところであります。

なお、資本的収支につきましては、未給水区域への配水管布設工事等の建設改良費5,642万円、企業債償還8,245万円などが支出されているところであります。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を了としながらも、今後とも安全で安定した給水と新規加入促進による収入増を目指し、より一層の経営改善を求め、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第83号議案市道上の事故による損害賠償についてであります。

本件は、市道上の事故により被害者が受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、和解契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、平成22年5月25日午後4時ごろ、被害者が市道甘木駅前広場線を軽自動車で行き中、道路を横断して設置された道路側溝ふた（グレーチングふた）の一部が跳ね上がり、被害者の運転する軽自動車の左側前輪タイヤほかに損害を与えたものであります。和解契約につきましては、市が相手方に対して損害賠償金として、12万117円を支払うことで和解が成立し、全額保険で処理されるということでもあります。

本委員会といたしましては、市道上の事故であるため、執行部に市道の管理について質すとともに、今後とも適正な市道の安全管理と点検を要望し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第84号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、市道2路線の認定を行うに当たり、道路法の規定に基づき議会の議決を求められているものであります。

路線の概要であります。丁ノ坪1号線につきましては、柿原地区の汚泥再生処理センター建設に伴う地元条件整備事業による新設改良の道路で、幅員5メートル、延長500メートルの道路であります。また、牟田5号線につきましては、住宅開発により、幅員6メートル、延長56メートルの道路を認定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い、審査いたしました結果、牟田5号線につきましては、適正であることを確認し、また、丁ノ坪1号線につきましては、租税特別措置法に基づく税控除を受けるために整備前に認定を受けるものであるため、今後の円滑な市道整備を要望し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会での決定に御賛同賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 富田栄一君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第68号議案平成21年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第68号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第73号議案平成21年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第73号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第74号議案平成21年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第74号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第75号議案平成21年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第75号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第76号議案平成21年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第76号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第77号議案平成21年度朝倉市工業用水道事業決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第77号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第78号議案平成21年度朝倉市水道事業決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第78号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第83号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。
御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第66号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 舟木正之君登壇）

○決算審査特別委員長（舟木正之君） ただいま議題となりました第66号議案平成21年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

平成21年度の一般会計の決算は、歳入総額252億1,828万9,000円、歳出総額247億2,187万9,000円で、歳入歳出差し引き4億9,641万円の黒字決算となっているものであります。

本委員会といたしましては、審査に当たっては、予算の執行が議会の議決、法令等に従って、適法かつ効率的に行われ、住民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における予算審査、または、これまでの決算審査の中で出てきました意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から、鋭意審査を行ったところでございます。

審査につきましては、議長を除く全議員で審査を行ったところでありますが、出されました質疑、答弁と審査の概要につきましては記録にとどめておりますし、その内容につきましては十分承知されておりますので、結論のみ報告させていただくことで御了承願いたいと思います。

本委員会といたしましては、質疑終了後、討論、採決の結果、本決算は黒字決算になっ

ているものの、これは独自財源増によるものではなく、国からの地方交付税の増額や経済対策等の臨時的交付金による要因が大きいことから、そのことを十分認識の上、今後、自治体の主体的、効率的な事務事業の推進や自治体の個性、独自性が発揮できるような組織づくりを期待し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 舟木正之君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第66号議案平成21年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第66号議案は原案のとおり認定されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた22請願第5号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 桑野博明君登壇）

○総務文教常任委員長（桑野博明君） ただいま議題となりました22請願第5号非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択に関する請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

本件は、非核三原則の法制化のため、朝倉市議会が非核三原則の法制化を促す決議を採択し、その意見書を政府及び国会に提出してほしいというものであります。審査に当たっては、執行部の出席を求め、非核三原則の法制化についての現状や動向について説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、非核三原則とは、「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」という三原則を指し、核拡散防止条約を批准した1976年に国会の両議院において決議されたこと、これまで日本政府の国是として堅持されてきたが法制化はされていないこ

と、最近の動きとしては、昨年のアメリカのオバマ大統領の核廃絶のプラハ演説や核兵器の日本持ち込み疑惑、いわゆる日米間の密約報道がなされたこと。また、朝倉市及び朝倉市議会では、平成20年3月27日に非核恒久平和都市宣言を議決したこと、本年4月には、広島市長が会長であり、核兵器の廃絶を実現させることなどを目的とした平和市長会議に加盟していること、さらに、市民平和祭などの平和事業を推進していることなどから、請願の趣旨と朝倉市の取り組みや考え方の方向性は一致しているとのことであります。

以上のような説明を参考にし、慎重に審査を行ったところでありますが、本委員会といたしましては、非核三原則の法制化については、日本は世界で唯一の被爆国であること、朝倉市や朝倉市議会が議決した非核恒久平和都市宣言など、その取り組みや考え方が同じであることから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく、採択することに決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、22請願第5号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げて、報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 桑野博明君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、22請願第5号非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、22請願第5号は採択することに決しました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた22請願第6号を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました22請願第6号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

22請願第6号保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書についてであります。

審査に当たりましては、執行部から実態や動向について説明を受け、また、紹介議員に委員会への出席を求め、詳しい内容の聞きとりを行いました。

平成15年7月に制定された少子化対策基本法に基づく国の少子化対策会議の中で、本年の6月29日に「子ども・子育て新システム制度」の基本案がつくられております。その中に本請願にあります保育制度についての改革が含まれています。待機児童の解消とすべての子どもへの切れ目のないサービスの保障を理由に提案される新システムの保育制度には、利用者と事業者の公的保育契約制度、直接補助制度の導入、保育所最低基準の廃止、応益負担原則の導入等が盛り込まれています。

本委員会といたしましては、この保育制度改革はいまだ具体化されていませんが、待機児童の解決が見込まれているとはいえ、保育水準の低下、保護者の負担の増加につながる恐れがあり、すべての子どもの豊かな成長、発達のためには、現行制度の充実を含めた、さらなる慎重な審議の必要性を認める観点から、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、22請願第6号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げて報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、22請願第6号保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、22請願第6号は採択することに決しました。

次に、第65号議案及び第79号議案の審議を行います。

それでは、第65号議案専決処分について（平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第

2号)について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第65号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第79号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算(第3号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。12番田中哲也議員。

12番(田中哲也君) 補正予算のことについては基本的に賛成でございます。しかしながら、2款1項2目文書広報費の有線放送事業につきましては、総務文教常任委員会の中でも質疑をしたところではありますが、朝倉市の将来にわたっての行政サービス、いわゆる住民への情報伝達システムについて、最近の急激な技術革新や進歩の状況下にあるので、事業着手に当たっては、今後の総事業費、ランニングコスト、行政負担、また住民負担等、有線放送及び無線両面について、十分検討していただき、実行してもらうことを要望し、賛成といたします。

以上です。

○議長(柴田裕隆君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時5分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見書案1件、環境民生常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長の提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 皆様方には連日の御審議ありがとうございます。本日、追加提案

いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

第85号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員上野清子及び井手美智子の任期が本年12月31日に満了することに伴い、再度上野清子を、新たに原田洋子を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。

次に、意見書案について、提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 桑野博明君登壇)

○総務文教常任委員長(桑野博明君) それでは、意見書案第5号につきまして、提案者を代表しまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました22請願第5号非核三原則の法制化を求める議会議決・意見書採択に関する請願書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(総務文教常任委員長 桑野博明君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) それでは、意見書案第6号につきまして、提出者を代表しまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました22請願第6号保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) お諮りいたします。発議案第3号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第85号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第5号非核三原則の法制化を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第6号保育制度改革に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第3号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第5号、第6号並びに発議案第3号については、会議規則第35条第2項の規定により、第85号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第85号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第5号非核三原則の法制化を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号保育制度改革に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第3号については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第3号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付のとおり環境民生常任委員長から委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。環境民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。
これにて、平成22年第6回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時15分閉会